

会議録

会議の名称	第10回藤井寺市子ども・子育て会議
開催日時	平成29年10月17日(火) 10時00分から12時00分
開催場所	藤井寺市役所 厚生棟2階 研修室
出席者	委員：市来稔喜・岩下房子・岡本祐典・土井 義博・花崎由貴子・福森節子・星野智子・森田菜緒・矢倉智世（敬称略）
欠席者	なし
会議の議題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会長・副会長の選出 2. 子ども・子育て会議の役割について 3. 平成28年度藤井寺市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について 4. 藤井寺市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて
会議資料	<ol style="list-style-type: none"> 1. 次第 2. 座席配置図/出席者一覧 3. 藤井寺市子ども・子育て会議の役割（資料1） 4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策 評価シート（資料2） 5. 教育・保育の量の見込み及び確保方策 評価シート（資料3） 6. 市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）【改訂版】（資料4） 7. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策の中間年の見直しについて（資料5） 8. 教育・保育の量の見込み及び確保方策の中間年の見直しについて（資料6）
会議の成立	成立
傍聴者数	1人
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点筆記
記録内容の確認方法	会長の確認を得ている。
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開

第10回藤井寺市子ども・子育て会議

日時 平成29年10月17日(火) 10時00分～12時00分

場所 藤井寺市役所 厚生棟2階 研修室

1. 開会

2. こども・健康部長挨拶

3. 参加者紹介

4. 議事

- (1) 会長・副会長の選出
- (2) 子ども・子育て会議の役割について
- (3) 平成28年度藤井寺市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について
- (4) 藤井寺市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて

5. 議事録

事務局： 委員全員の出席で会議が成立。

事務局： それでは次第に沿って進めます。

まず、本会議の会長・副会長の選任ですが、「藤井寺市子ども・子育て会議条例」第5条第2項に規定されているとおり、会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名することになっています。

後ほど説明しますが、この会議では、施設の利用定員について扱うほか、前回までの会議に諮らせていただいた「藤井寺市子ども・子育て支援事業計画」の評価や調査などをしていくこととなります。

そのため、こども施策に精通した方、児童福祉を専門とされている方が相応しいのではないかと存じます。また、過去の会長選出では、学識経験者の方をお願いをしていることが多いことでもありますので、今回ご出席いただいている委員の皆さまの中から、学識経験者でおられる大阪女子短期大学学長の星野委員が相応しいのではないかと存じます。

これについて、委員の皆さま、意見などはございますか。

～異議なし～

事務局： それでは星野委員に会長をお願いしたいと思います。

続いて副会長の選任ですが、こちらは会長からの指名で選任を行うことになっています。

会長： 副会長の指名ですが、やはり前回までの計画策定に携わっていた方、またこの会議についてもよく知っておられる方が良いと思いますので、前会長の土井委員を指名したいと思います。

事務局： それでは、副会長は土井委員をお願いしたいと思います。

これ以降の議事進行は星野会長にお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

～会長挨拶～

会 長： それでは次第に沿って議事を進めます。本日は新たなメンバーもご参加いただいているということで、この藤井寺市子ども・子育て会議がいったいどういうものなのか、どういった事柄を取り扱い、議論していくのか、といった会議の基本的な役割について、今一度、確認を行いたいと思います。

このことについて、事務局から説明をお願いします。

～事務局より資料1に沿って説明～

会 長： 事務局からの説明で、何かご意見ご質問はありますか。

～質問なし～

会 長： 議題3：平成28年度藤井寺市子ども・子育て支援事業計画の点検及び評価についてですが、先ほど事務局からの会議の役割の説明のところでも出ていましたが、この会議では市の計画の実施状況について、適宜調査審議等を行うことになっています。この議題について、事務局の方から説明をお願いします。

事務局： 次第には議題3：平成28年度藤井寺市子ども・子育て支援事業計画の点検及び評価についてとありますが、次の議題4：藤井寺市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについても密接にかかわってくる内容となりますので、この2つの議題の説明を続けて一緒にさせていただきます。

～事務局より資料2、資料3、資料4、資料5、資料6に沿って説明～

会 長： 事務局からの説明で、何かご意見ご質問はありますか。

委 員： 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）で、量の見込みが3万近くあるのに対し、今回の見直しでは1万近くに下がっているが、このように見直しをするということですか。

事務局： 資料2は平成28年度の評価ということで現行の計画値が書かれており、平成30年度の量の見込みは38,286人日です。資料5は今回の見直しで38,286人日から10,726人日に下降修正しますということが示されています。

委 員： これだけの数を下方修正するということなのですね。わかりました。

会 長： 今は数字の確認だったと思いますが、事業ごとに確認をさせてもらう中で、内容に関して質問があれば、発言してもらえたらと思います。

まず、資料2のそれぞれの事業について確認していきたいと思いますが、利用者支援事業について何か質問はありますか。

会 長： 子育て支援世代包括支援センターが設置されるまで、保育コンシェルジュの活用を検討す

るとありますが、保育コンシェルジュの内容とその見通し、またこれが達成されるまでの暫定の対応案について教えてください。

子育て支援課： 利用者支援事業は計画当初、子どもや保護者、妊婦等に対して養育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用していけるよう、身近な場所で情報提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関等の連絡調整を実施し、支援していくという名目で平成 27 年度に創設された事業です。この事業について、子育て支援課において人員を配置しようと考えていたところですが、同じような役割の家庭児童相談員との差異が明確でなく、予算化に至っていないということで実施できていない状況です。今般、保育コンシェルジュ的な活用ができないかということで、利用者支援事業の一つの形態にあるのですが、保育所の相談に寄り添うようなかたちで考えていきたいということで、資料の課題、今後の予定にそのような内容を書かせてもらっています。

会 長： 保育コンシェルジュというところを暫定的な処置として進んでいかれるということですね。活用を検討していくということですね。

子育て支援課： 役割を見直しつつ、配置をしようと考えています。

副会長： 保育コンシェルジュには何か資格が必要ですか。

子育て支援課： 指定されている研修を受ける必要があります。

副会長： 保育資格を持っていたらいいのではないですか。

子育て支援課： 保育資格を持っていれば、大部分の研修は免除されるかたちになります。

会 長： せっかくコンシェルジュと言いながら、助言も指導もできないようでは困るので、そのような有資格者、もしくはそれに近づける研修を行うことなどの検討をされているということの確認でした。

次に進みたいと思います。時間外保育事業に関して、何か質問等がありますか。

会 長： 公立保育所の未実施が課題として書かれていますが、今後の予定として平成 29 年度に公立で1ヶ所、新設の小規模保育事業で1ヶ所実施予定ということですね。

何もなければ次に放課後児童健全育成事業について、何かご質問等がありますか。

会 長： 小学6年生まで拡大するということがありますが、教室の確保の問題が挙げられています。施設だけを整備していくのではなく、内容も伴わなければ、それぞれの学年に応じた保護者のニーズにも応えられないので、それも含めて検討いただきたいと思います。

それでは子育て短期支援事業（ショートステイ）に進めますが、何かご意見はありませんか。特に乳児年齢の児童の受け入れ先が少ないとありますが。

委 員： ここはどうして平成 28 年度の実績が急に0になったのですか。

子育て支援課： ショートステイは保護者の依頼に基づき、出産や冠婚葬祭などで遠くに行かれる時などに、子どもを預かってもらえる人が身近にいないとなった際、一時的に何日か施設に預けることができる事業ですが、それは依頼が来た時に子育て支援課で手配をするということ

になっています。平成 28 年度については、たまたまその依頼が 0 件であったということになります。計画では単位が人日というように延べ日数となっており、1 人が 1 週間預けられると 7 人日という数字になり、平成 27 年度では 29 人日となっていますが、実際には 6 人の方から依頼があり、利用されたということになります。平成 24 年度から平成 26 年度でも一定の実績があり、平成 28 年度だけがたまたま 0 件であったということになります。

会 長： もし次年度も 0 件であった場合、なぜなのか、本当に需要がなかっただけなのかという検討も含めてしていただきたいと思います。

副会長： ショートステイは泊りもあるのですか。この施設は藤井寺市内にはないのですか。

子育て支援課： 泊りで預かっています。藤井寺市には児童養護施設がなく、ここでの契約施設は羽曳野市や八尾市の施設となります。

副会長： そのような施設を藤井寺市につくる計画はないのですか。

子育て支援課： 今のところはありません。

副会長： こういった施設があることは周知しないといけないと思います。我々も具体的にどこの施設で行われているのか知りませんでした。羽曳野ではどこになるのですか。

子育て支援課： 羽曳野市なら高鷲学園と羽曳野荘が契約施設になります。

副会長： 乳児の場合はどこになるのですか。

子育て支援課： 島本町の水上隣保館になります。大阪府自体に乳児院の件数が少なく、一番近くても東大阪市か、梅田の大阪乳児院になり、契約してもらえる乳児院の数が少ないのが現状です。

会 長： 施設の場所が遠いということもありますが、広報や子育てマップ「でらっこ」、ホームページなどで今も周知をされていると思いますが、利用しやすい発信の仕方を検討してもらえたらと思います。

次に乳児家庭全戸訪問事業についてですが、何かご質問等ありますか。

委 員： 平成 28 年度の実績の 487 人という数ですが、これは藤井寺市で妊娠して出産されている全員の数ですか。

健康課： 毎年、約 95%の方のところへ訪問をしています。ただ 5%ぐらいの方は藤井寺市で出産をしてから訪問に行くまでに転出をされたり、低体重児で生まれたため長期の入院中であったり、お母さんの体調が悪かったりなどで訪問ができない方が、何名かおられます。

副会長： 夜にも訪問をされることはありますか。

健康課： 昼間に連絡が取れない方には、時間を変えて伺ったり、自宅と違う場所におられてもこちらで連絡先が分かれば連絡するなど、いろいろなかたちで訪問しています。乳児家庭全戸訪問事業で会えなかった方も、次の 4 か月健診の時には、子どもの様子を確認させてもらい、

全員と会えるよう努力しています。

会 長： これは保健師や助産師の方が訪問されているのですか。

健康課： 看護師、保健師が訪問しています。

会 長： 近年、生後0歳児の虐待の数が突出しており、また0歳～3歳の虐待受ける子どもの数が全体の7割弱を占めていますので、このように全戸に訪問する事業は貴重な指導・訪問の機会となっています。またケースによっては4か月健診の時に対応されているようなので、このまま進めていってほしいと思います。

委 員： 妊娠届出時に周知とありますが、妊娠届を出さないと訪問事業は受けられないということですか。望まない妊娠をした際に不安に思っている妊婦もおられると思うが、望まない妊娠かどうかなどのそういった把握は、市としては届出がない以上わかりませんよね。未受診の出産も問題となっていますが、藤井寺市の場合は出産施設が市内に無く、誰が未受診で、誰が出産をしたのかということ把握するのは難しいと思うのですが。

健康課： 妊娠された方は、ご自身で妊娠届出を出してもらって母子手帳を発行するという形になり、後に出てくる妊婦健康診査という事業で、14回、市からの受診券が発行されます。まず届出がないと妊娠の把握は難しくなります。届出の際にアンケートを取り、望まない妊娠や、計画的な妊娠でない場合もあるので、そういったことを聞き、妊娠中から保健師等がフォローに入り、母子の健康を守るようにしています。乳児家庭全戸訪問事業については、妊娠届出が出た時に、出産後に市が訪問をさせてもらうことを周知しております。実際には妊娠届は他市で出される場合もあり、出産されたら出生届が市民課の方に出されるので、出生届が出された方全員を対象に訪問をさせてもらっています。

会 長： 妊娠届出をされないと市の支援も受けられないということで、やはり広報等で届出を出す意義を伝えてもらわなければ、その情報が届かないことで困ってしまう市民の方もおられると思うので、そういったことの模索も今後検討してほしいと思います。

副会長： 妊娠届出というのは出す期間が決まっているのですか。

健康課： 病院に行かれて子どもの心音が確認されれば、医師から妊娠届出書を出し、母子手帳と妊婦健診の受診券をもらってくるようにと指導されます。早い方だと2か月入られたぐらいに出される方もいます。

副会長： この全戸訪問というのは1回だけですか。

健康課： 1回だけです。

委 員： 妊娠届を出す頃は、正直あまり広報紙は見ないと思います。特に20代の若い人は、必要な情報が広報紙に載っているとは思っていないと思います。なので、周知に際して、広報紙を主にされると届かない人もたくさんいると思うので、例えば病院に掲示をするなど、広報紙に載せる以外の発信を具体的に考えてほしいと思います。

会 長： 今、市がやっている広報以外の方法で、例えば病院と連携されてはどうかというご意見で

すね。厚労省からの補助で14回のチケットはついていますが、私も使いそびれた一人です。広報のせいだけではありませんが、なかなかそのような情報を把握できていない妊婦や市民の方がたくさんおられると思いますので、受付の時に説明する、あるいは既存の広報の中だけでやっていくのではなく、他機関との連携も含めてご検討いただけたらと思います。

それでは養育支援訪問事業に入らせてもらいます。何かご意見等がありますか。

平成28年度の実績が0件だったということで、これも次年度以降見ていく必要がありますね。

委員： 障害をもった子どもに対してはどのような支援をされているのですか。

子育て支援課： 障害の程度によって社会支援も異なってくると思います。何らかの機会に障害のお子さんをお持ちの家庭に訪問に行くことがあったときに、お母さんの悩みを聞いたり、お子さんの状況を見させてもらったりして、重度の障害であれば福祉総務課につないで、どういった社会支援があるかなど、福祉総務課の方で相談を受けるという形になります。他に、発達障害の可能性があるという相談を受けた場合は、療育関係の支援を紹介したり、子育て支援課の方でカンガルー教室という親子教室をしており、そこには心理士もいますので、そこへの参加を呼び掛けたりなど、それぞれの状況に応じて、適切な社会支援につなげるようにさせてもらっています。障害担当課の福祉総務課がこの場にいませんので、より詳しいことは分からないのですが。

会長： 支援を必要とする家庭に対して事業実施を行っているが、申し込みのあったところに行かれるのですか、もしくは市が近隣の情報や園からの情報で発見されたら行かれるのですか。

子育て支援課： 基本的には、先ほどの健康課の話にもあった、乳児家庭全戸訪問事業で訪問をして、お母さんが若年であったり、お母さんが障害をお持ちで養育に不安がある家庭が把握できる場合があり、該当する家庭を子育て支援課に紹介してもらい、保育士を派遣したりするなどして支援をしています。

会長： 把握をされてから、適材適所で専門のところが動かれているということですね。

平成27年度は6家庭の実績があったのに、28年度にはその継続がなかったのか、支援は1年で完了したのかなど疑問に思います。ただ、今詳しく議論する場でもないと思いますので、次年度の実績はどうなっているか、数の推移を見合わせながら、今後の課題とさせてもらいたいと思います。

委員： 今度の予定のところに書いてある内容が、先ほどもあった保育コンシェルジュにもつながってくると思うのですが、子育て支援課配属の保育士は現在おられるのですか。

子育て支援課： 保育士資格を持っている者で言えば、再任用の職員が1名と養育支援専門員ということで嘱託職員を1名配置しております。

会長： 先ほどの保育コンシェルジュがこの事業と連動していけば、利用の数が上がったり、内容も充実したりすると思います。

それでは次の地域子育て支援拠点事業の内容に移ります。これについては、確保方策の実施結果が達成されており、本学のユッタリユックリを見ている、預かりをするだけではなく子育て支援研究所と連携をしながら、読み聞かせや食育などをあわせることで、子育て支援活動の充実ができています。

会 長： 次に幼稚園の一時預かり事業ですが、どうですか。
公立幼稚園での実施が課題とありますが、今後の推移を見守らせていただきたいと思います。

副会長： 公立幼稚園 1ヶ所の実施で 1,780 の実績だとありますが、ニーズは約 40,000 なっています。なぜこんなにも数字に差があるのですか。

保育幼稚園課： この約 40,000 という量の見込みは、ニーズ調査から出てきた推計値で、この後の中間年の見直しでも出てきますが、ニーズ調査からでた推移が大きすぎるということで、今回の見直しで下方修正させてもらっており、実際のニーズはそこまではないだろうという判断をしています。実績の 1,780 は公立幼稚園 1 施設の一時預かりの実績となります。新制度が始まる前には、全ての施設が新制度に移行するだろうという見込みで計画を作りましたが、実際、幼稚園は新制度に移行するかどうかは、各園で選択をできます。保育幼稚園課としては新制度に移行された幼稚園の一時預かりの実績しか把握することができないので、非常に少ない推移となっています。

会 長： では次をご覧ください。一預かり事業、子育て援助活動支援事業、トワイライトステイについてはどうですか。

会 長： 何もないようなので、次の病児保育事業に進みます。こちらについてはどうですか。

副会長： 現在、保育所で病児保育をされている施設は、どれぐらいあるのですか。

事務局： 体調不良児型はあるのですが、現在、病児・病後児の実施施設はありません。

副会長： 病児保育はやはり病院関係の施設でないと難しいと思いますが、そのあたりは今後どのように考えておられるのですか。

事務局： 今後の進め方について、保育所で行っている病児・病後児保育の体調不良児型は実施しておりますが、子どもが家庭内で体調を崩したり、回復期であるのに保育所では預かってもらえなかったりするような子どもを預かる、病児・病後児保育事業の施設は、5か年の計画内では実施の計画を立てていますが、今現在どこかの医療機関と具体的な協議を行ってはいません。しかし、事業の必要性は感じており、出来るだけ計画の期間内には達成できるようにしたいと考えています。

会 長： 親としては、このような病児・病後児保育の必要性を感じています。平成 31 年度までにと考えておられるそうなので、今後進捗を見守りたいと思います。
次に進みます。子育て援助活動支援事業の就学後の分ですが、何かご意見等がありますか。

副会長： これはファミリー・サポート・センター事業のことですか。

子育て支援課： そうです。

委 員： 援助会員は何人程度おられるのですか。

子育て支援課： 全体で 200 名程度です。

委員： 課題には援助会員の確保とありますが、足りていないということですか。

子育て支援課： 会員というのが、援助をしてもらう援助会員と依頼する依頼会員、両方をする両方会員がいます。その中で援助をしていただける会員が少なく、その人をどのように募集するかが課題となっています。

委員： 今の 200 名というのは援助会員のことですか。

子育て支援課： 全会員の人数です。手元に資料がなく大まかな数字となりますが、援助会員が約 70 名。依頼会員が約 100 名。両方会員が約 30 名となっています。

委員： 利用される方は年々増えているのですか。

子育て支援課： 実績で言うと横ばい、もしくは減少傾向となっています。

副会長： 私も問い合わせたことがあるのですが、料金が高いのではないかと思います。市からの補助はどの程度出ていますか。

子育て支援課： この資料にある決算額ですが、これはファミリー・サポート・センターのアドバイザーの賃金と保険の加入金などとなっています。利用料については当人同士でもらっていて、1 時間 700 円となっています。そこに対する市の補助は行っておりません。

副会長： 市の補助は必要ではないのですか。例えば 10 時間預かってもらうとなると 7,000 円になり、結構な金額になります。

子育て支援課： これの使い方は、基本的には預かるというよりも、代わりにお迎えに来てもらったり、保育所に迎えに行かないといけませんが、ギリギリ間に合わない人の代わりに迎えに行ってもらい、少しの間預かってもらったりという、送り迎えの利用が典型的な利用形態となります。保護者の勤務形態によるのですが、例えば土日に仕事が忙しくなり、その準備で金曜は毎週迎えに間に合わないということで利用されるということもあります。ライフスタイルに応じて長く預かってもらう必要がある人は、保育所などの一時保育を選ばれると思います。

会長： 市にも財源あるので、全てに補助をしてほしいという市民の気持ちはありますが、保険や人員への予算というのが今できることかと思います。

委員： 資料を見ていると平成 28 年度の量の見込みが 68 で、実施結果が 127 となり倍ほどの差があり、それは平成 27 年度もそうだが、資料 5 を見ると見直しはしないとなっています。これは 10% 以上のかい離にはあたらないのですか。

子育て支援課： こちらの数値の単位が人日となっており、1 人の方が週 3、4 日利用をされ、それを年間で考えると、すぐに数値は上がってしまいます。平成 29 年度で、今現在の利用から今年度どれぐらいの実績になるかと試算したところ 52 人日となり、就学後に関しては利用が減少傾向にあるのと、平成 29 年度の実績見込みから、中間年の見直しはしないというかたちにはしています。

委員： 数値が想定しづらいということですね。

子育て支援課： そうです。

会長： では、最後の妊婦に対する健康診査になりますが、ご意見等がありますか。

これについては先程お話に出てきたこともありますので、このまま次に進ませてもらいます。この資料2の評価シートで各事業について見てきましたが、何か質問、ご意見等がありますか。

委員： 前回、子どもの貧困問題について把握は難しいということだったのですが、それから何か進展はされていますか。

事務局： 本市では現在、庁内の関係課でネットワーク会議を設けているところです。現場の方から見えてくることもあると思いますので、そのようなところを関係課でまとめていっているところです。

委員： 具体的な市の動きなどについては話されているのですか。

事務局： 子どもの動向というのは、大阪府が調査をしている、子どもの生活実態調査というもので数字が表れているので、本市についても大阪府の計画を見ながら、藤井寺市にとって何が良いのかを考えていきたいと思っています。一応、次の会議の議題では、様々なサービスがあるのにそれが市民の方に行き届いていない、それは周知が足りないのではないかということで、まずは子どもの関連施策を一覧にまとめ、それを広く周知していきたいということを話し合いたいと思っています。

会長： では次に進ませてもらいたいと思います。次は議題4、藤井寺市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについてですが、資料5を見ていただいて、見直しのあったもの、なかったものも含めて全体を見ていただき、何かご意見、ご質問はありますか。

副会長： 今シャープの跡地にレッドウッドジャパンが建てられ、中には保育所もありますが、その従業員の方の子どもが、藤井寺市の保育所等に入ってくることは考えていますか。

事務局： 人口の今後の推移ですが、今回国の手引きが国から発出され、すぐに見直しにかからなければいけなかったもので、例えばコンサルを雇って社会情勢等を調査してそれを盛り込むというところまではできていません。一般的なコーホート変化率法で検討をして、前回の計画と同じような考え方で推計を出しました。先ほどのご意見ですが、働きに来る方はたくさん来られると思いますが、藤井寺市の方でどれだけ新規で入ってきてくれるかまでは、つかみにくいところがあるので、人口推計には反映をしていません。

副会長： ジャスコができて保育人数は増えるのではありませんか。

事務局： 地元の方もたくさん雇われると思います。企業内保育をつくってもらえたら他市の方も子どもを連れてくると思いますが、そこまでの推計はできていません。

委員： 公立幼稚園でこれからも一時保育の実施が課題とありますが、今公立幼稚園を希望される方が減っていて、ここで言う一時保育は幼稚園に通う子供だけですね。この場で聞くこと

ではないのかもしれませんが、公立幼稚園の子どもが減っている現状に対して、今後どのように考えていますか。

会 長： 公立幼稚園を活用しながら一時保育の様々なニーズに応えようということで、課題の中に盛り込まれているのだと思いますが、その中には公立幼稚園の今後のあり方ということで、少し次元の違うことでの課題の一つとして質問にあげてもらったのだと感じましたが、何かありましたらお願いします。

事務局： 今のご質問は、現状の公立幼稚園で何をやっていくのか、という事業の中身のことで、今後、施設自体を藤井寺市ではどうしていくのか、という大きな流れのことだと思いますが、施設については現在、藤井寺市で公共 FM というものを進めており、公立幼稚園、公立保育所全体を今後どうしていくかというあり方検討を今まさに進めている最中です。それについてはまだ庁内レベルでの議論を行っているだけで、具体的な結果を表に出していませんので、ここで述べられることはありませんが、その議論の中で、今後を見据えた公立幼稚園・保育所をどのようにしていくのかをいずれ答えを出していきたいと考えています。

委 員： 考え中ということですね。

事務局： そうです。再編の検討が今年度から始まったところで、まだ具体的な絵ができていませんので。

委 員： こども園に全体的に移行していくということ等もまだ決まっていないのですか。

事務局： 決まっています。もちろん結論としてそういったことになる可能性もありますし、単独の園として維持していくという考え方もあります。ただ、どれがいいのか、どういった影響が出るのかなど、すべて精査したうえで一番良い道を選ばなければいけませんので、今は精査を行っている段階です。

委 員： 道明寺こども園ができましたが、2年目に入ってどうとらえていますか。正直周りのお母さんの話からだとも良いことを聞かないです。もめていたりだとか、お迎えの時間の違いや出入口が違うなどの課題や問題点があったりして、現場では思っていたのとでは違うとなっていると思いますが、どのように把握をされているのでしょうか。うまくいっているのでしょうか。たぶん模索はされていたと思いますが、1年がたち、2年目に入ってどうですか。

保育幼稚園課： 一緒になる前から幼稚園長、保育所長で話をし、このようにしていきましようとしていましたが、実際一緒になってみて初めて見えてくることもたくさんありました。1年目は手探り状態で進んでいき、2年目になって大学の先生をアドバイザーとして招いて、よりよい運営のあり方などなどの研究会も開いています。まずは相互理解ということで、それぞれ 50 年以上の歴史がある中で、なかなかお互いを分かり合えてなかったのが、今そこからスタートということになります。現場では当然、子どもたちに負担のかからないようにしていますし、現場の先生も一生懸命頑張っています。初めのなかなか上手くいってなかった状況が、いつまでたっても噂で流れていることもあります。基本的には幼稚園と保育所という組織を残したままでの一体化なので、お互いを尊重しもってというところもあり、運営としては独自の部分があるのかなと思います。

委 員： 独自の運営は改善しようとされているのですか。

保育幼稚園課： その独自の運営が良いのか、認定こども園が良いのか、どの形が子どもの教育・保育に効果があるのかを含めて現場では考えているところです。

委員： そこで働いている人や子どもを預けている人に話を聞くと、もめることが他の園よりも多いということをしていました。改善策が出るのであれば、模索してもらえばいいと思うが、独自があるからと言ってそのままほったらかしにしていたら、ずっとそのままになると思うので、せっかく良いものをつくられたのだから、しっかり考えていってほしいです。

保育幼稚園課： そのために他市の事例も知っている大学教授を招いています。また、もめるということについてですが、園庭の使い方一つにしてもやっぱりそれぞれで違って、その調整が非常にかかったということで、例えば保育所ならば朝登園したらそのまま園庭で遊んでいるが、幼稚園では定時に登園をし、一斉に園庭を使いたいとなった時には保育所の子どもたちが遊んでいたということもあり、それをお互いどう使っていくのかということでも1年間は試行錯誤をしていました。そういった調整を今でも、どのようにすれば一番良いのか試行錯誤しながら考えているところです。

委員： 私立園でもこども園が多くなってきて、藤井寺市も八尾市のように全部がこども園化していくとなると親としては不安ではあります。

事務局： 今後の方向性というのは今議論をしているところで、こども園と言っても認定をとっている形と、藤井寺市のように保育所と幼稚園が一体化した形がありますが、藤井寺市では今まで、幼稚園・保育所が単独で運営してきていますので、こども園化に不安があるというお声は我々のところまで届いています。ただ現実問題として、子どもの人数がどんどん減ってきており、特に民間園だと経営がありますので、今後どのように施設としてやっていくかを考えると、その答えの一つとして幼保連携型の認定こども園に移行というのは納得できないことではないと思います。公立としてどうしていくかは、議論が始まったばかりで、先ほどの委員のご指摘のとおり、幼稚園の子ども数はどんどん減ってきています。人数が減りすぎるとあまり良いことはないのでは、何か手は打たないといけないと思います。ただその答えがどうなるか、どういう考え方でいくのか等はまだ話のできる状況ではありません。委員からありましたご不安の声なども考えてやっていきますので、しばらくその答えは待っていただきたいと思います。

会長： 時間外保育を公立園でも増やしていくということから、公立幼稚園のあり方という話まで発展していきましたが、将来どうなるかわからないですが、今困っている、必要とされている方に関しましては、現状あるものを活用してもらおうということで、目標、今後の予定が暫定的にとらえられていると思います。様々なテーマに発展する重要な事項だと思いましたが、我々が共通認識を持って、子育て支援、子育て関係の人との連携というところを熟考していきたいと思います。

では一通り資料に目を通し、ご意見をいただけてきましたが、全体で最後に何かご意見・ご質問はありますか。

副会長： 放課後児童健全育成事業について、どんどん6年生まで拡大していますが、課題として教室が足りないとあります。具体的にはどうされるのですか。6年生までということで、確実に人数は増えていくと思いますが。

生涯学習課： 高学年の受け入れに対して、先ほどからあった保育や働き方のことも含めて、ニーズは増えていくだろうという推計値になっています。しかし実際のところはどうかということですが、今年度は思ったほど高学年は増えていないのが実状です。おそらくですが、授業が終わってからだと放課後児童クラブにいる時間が短い、子どもたちの塾や習い事などの生活スタイルによって、高学年になると希望をする人数が想定よりも少ないと考えられます。学校によって地域性もありますが、大きな流れとしては、全体的な利用者数としては増加をしている状態ですので、待機を出さないということをお大前提のもと、施設の確保を進めていく必要があると考えています。

副会長： 今現在の児童クラブの状態はどうなっていますか。1度見学にも行かせてもらいましたが、1つの教室に100人近くの子どもがいて、このような大勢の中で何をするのかと思いました。

生涯学習課： 施設の基準については平成27年に整備の基準となる条例を制定し、1人あたりどれだけの広さを確保するかの基準を設けています。現時点で人数の多い学級についても、ギリギリの範囲で基準は満たしています。しかし、地域性によるのですが、急遽新1年生が多くなる年度があったり、逆に減ったりするような学校がある中で、学年の人数は増えたが児童クラブに申し込む人数は少ない、学年は少ないが児童クラブの申し込みは多いなど、なかなか予測が難しい状況もあり、最大数を見込みながら確保を進めていきたいと思っていますところ。

会 長： 教室だけでなく内容も重要となります。保護者からするとどのような環境でどのような内容で預かってもらえるのかが気になると思うので、国に示された基準に則り、環境を整えながら、内容も見守っていくことが必要だと思います。今まで話してきたこと全てのところに当てはまると思いますが、器だけの基準を満たしたら良いというわけではなく、中身が重要だと思うので、お心に留めていただいて、それぞれ今進めていただいている議題に関して進めていただきたいと思います。

それでは時間となりました。これで本日の議題はすべて終了となります。

6. 閉会

事務局： それでは、これで第10回藤井寺市子ども・子育て会議を閉会したいと思います。皆様お忙しい中、誠にありがとうございました。